

要望

日付：2026/6/5

件名：ゴミ収集車の目的外用途による駐停車について

1. 問題、課題

先日家族が体調不良との連絡を受け車で迎えに行くため家を出ようとしたところ、家の前の細い道路の進行方向にゴミ収集車が作業中メロディを鳴らして停車していました。端に寄せるでもなく道の真ん中に停まっているため横を抜けることも不可能ですし、回収作業中であれば仕方がないと車を発進せず自宅駐車場で待っていましたが、しばらくすると停車していた地点の横にある無人野菜販売所から購入した野菜を手にした作業員の方が出てきて収集車の助手席に乗り込み、ゴミ収集車はそのまま発車しました。（発車後のドライブレコーダー映像あり）個人的な買い物のために作業中メロディを鳴らしながら路上駐停車することは望ましくないのではと感じました。

2. 改善案

ゴミ収集車を目的外用途で駐停車する際には追い越しやすれ違いが可能な広い場所を選び、作業中メロディを切る。

3. 改善後の効果

狭い道の多い寒川町ですので、ゴミ収集車が駐停車しているだけで交通の妨げになることは多いかと思います。ゴミ回収のためであれば正当な用途であり致し方ないと思いますが、作業される方の個人的な目的で駐停車されるのであれば交通の妨げとならない場所を選びゴミ回収作業中であることを示すメロディも切っていただくことで、職権濫用でない正当な利用とみなされるのではと思います。ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

回答

<ゴミ収集車の目的外用途による駐停車について>

【所管：環境課】

ご提案者におかれましては、ごみ収集車が移動するまで車をお待たせして、ご迷惑をおかけしたこと、申し訳ありませんでした。

ごみ収集車は町内で収集業務を行う際に、収集車両が近くを通過していることや収集作業をしていることを、通行している方々や車両にお知らせして安全に作業を行うため、メロディを流しながら行っており、収集業務を行っていない場合はメロディを流さずに通行することとしております。

今回は道路幅員の狭い場所で、ごみ収集車が収集作業ではない状況でメロディを流しながら停車していたとのことですので、ご指摘のとおり誤解を受けるものであり望ましくないものと考えております。

ご指摘いただきましたことを踏まえて、収集業者とは業務上必要な場合であっても、周辺道路状況を勘案して駐停車を行うことや収集作業中であることをお知らせするメロディを流しながら、別の目的で車を駐停車したりすることのないよう再確認いたしました。

今後ともごみ収集等を含めた環境行政につきまして、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。